

令和7年度第2回岐阜県地方独立行政法人評価委員会

－ 議 事 要 旨 －

1 日 時 令和7年8月29日(金) 13:30 ～ 16:00

2 場 所 Web会議 (Zoom)

3 出席者

[委 員] 松波委員長職務代理者、村瀬委員、渡部委員

[専門委員] 伊在井専門委員、田中専門委員

[法 人] (地方独立行政法人岐阜県総合医療センター) 桑原理事長兼院長、
村上副理事長兼副院長兼事務局長
(地方独立行政法人岐阜県立多治見病院) 近藤理事長兼院長、
西副理事長兼副院長兼事務局長
(地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院) 大平理事長、
高野理事兼事務局長

[設立団体] (岐阜県) 中西健康福祉部長、山田医療整備課長、佐藤医療対策監、宮崎医療企画係長

4 議事等

[議題1] 地方独立行政法人岐阜県総合医療センター・岐阜県立多治見病院・岐阜県立下呂温泉病院の令和6年度財務諸表について

[議題2] 地方独立行政法人岐阜県総合医療センター・岐阜県立多治見病院・岐阜県立下呂温泉病院の令和6年度業務実績及び経営強化プラン令和6年度実績に関する評価について

[議題3] 地方独立行政法人岐阜県総合医療センター・岐阜県立多治見病院・岐阜県立下呂温泉病院の第3期中期目標期間業務実績に関する評価について

5 配布資料 次第、名簿、資料①～③

6 議事要旨

委員長である牛越委員に事故があったため、岐阜県地方独立行政法人評価委員会条例第5条第3項の規定により、委員長職務代理者である松波委員が議長となる。

議事概要

【伊在井専門委員】

どの病院も外来入院ともに業績が上がっているにも関わらず、人件費や物価高騰で赤字になっていることが如実にわかる結果であった。各病院で経営改善に向けてしっかり取り組んでいると思われる。

[審議事項：議題1]

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター・岐阜県立多治見病院・岐阜県立下呂温泉病院の令和6年度財務諸表について

※各病院の事務局長から、資料①についてポイントを説明。主な質疑は以下のとおり。

県総合医療センター

【渡部委員】

医薬品在庫について前年と比べて151%増とあるが、その要因は。

【村上事務局長】

医薬品について、令和5年度までは患者に投与する薬という定義だったが、令和6年度は検査に用いる検査試薬も含んだ定義としているため、その分で5000万円ほど増加した。

【渡部委員】

予算対比の医薬費用の給与費について、このうちベースアップのための処遇改善でもらえた額はいくらか。

【村上事務局長】

約50%をベースアップ関連の診療報酬でまかなっている。

【渡部委員】

資産除去債務にあるアスベストの除去費用について、近年この費用が上昇しているが、見積りに大きな変化はなかったか。

【村上事務局長】

毎年見直しを実施しており、今回は前年度より1.25倍ほどかかるという試算が出たが、増加額が200万円ほどであったため、重要性の原則により見積もりの変更は不要と判断した。

【渡部委員】

有価証券8億円のもの7億1900万円程度で売却されており、売却損が8052万3000円程度出ているが、どこに計上されているのか。

【村上事務局長】

営業外費用の雑支出の中に計上している。

【渡部委員】

公的資金で運営している事業体として、資金運用で売却損を出してしまっているのか。

【村上事務局長】

これまでの債券の利息が4億5000万円ほどあり、売却損は想定外だったが、トータルで利息収入があったため問題ないと考えている。

【渡部委員】

利息全体で見ればそうかもしれないが、売却した債権単体で見ればマイナスではないのか。

【村上事務局長】

単体というよりは、利息収入と売却損をトータルで見て資金繰りを考えている。

また、大きな設備投資が終わりつつあるため、残りの有価証券の大部分については満期まで保有可能であり、現状含み損があっても損失は発生しない見通し。

【渡部委員】

現状、含み損が 26 億円程度ある。こうした点も踏まえ、売却損が発生しないよう資金計画を慎重に検討すべき。

【村上事務局長】

分かりました。

【渡部委員】

雑益の4900万円の内訳は。

【村上事務局長】

主なものは院内の売店や喫茶店への貸付料や駐車場収入である。

県立多治見病院

【渡部委員】

雑益の 4000 万円の内訳は。

【西事務局長】

主に駐車場の収入、人間ドック共済助成、看護師宿舎費が挙げられる。

【渡部委員】

過年度損益が修正益と修正損と 2 つあるが内容は。

【西事務局長】

修正益は主に貸倒引当金、長期貸付金、ガスコージェネレーション点検費用。

修正損は薬務実習受託費用の二重計上、報酬未計上分。

【渡部委員】

医薬品在庫について前年と比べて 163%増とあるが、その要因は。

【西事務局長】

定数管理している検査試薬も棚卸資産の対象にしたため。また、抗がん剤の高額医薬品の増も影響している。

【渡部委員】

予算対比の医業費用の給与費について、マイナスの内容として法定福利費等の減とあるが詳しく説明していただきたい。

【西事務局長】

法定福利費の予算額が 15 億 5789 万 8000 円として計上していたが、執行額が 11 億 9439 万 3000 円であった。年度末に支払う共済組合掛金の公的負担率と追加費用負担率が下がったことによるものである。

【渡部委員】

減損について、減損会計基準を拠り所に、中期計画で赤字を見込んでいるから問題ないとのコメントがあるが、公営企業型の減損会計基準では、中期計画との比較は謳っていないのでは。

【西事務局長】

会計基準では、事業単位別施設別セグメント間における財政調整の扱いについて、複数の施設を扱っている地方独立行政法人である場合に中期計画の中でその全体の損益とキャッシュフローで判断するよう示されているが、総務省のQAも踏まえて、単体の法人にも当てはまると解釈した。

当院の赤字については危機感をもっており、今回は見送るが今年度の決算では秋の段階から減損の兆候があるかの確認を行っていくということで監査法人にも指導いただいている。

【渡部委員】

病院は独立採算制を重視するため、事業成績で判断し、限りなく一般企業に準拠した考え方を当てはめるとしっかり記載されており、単体の法人において中期計画で赤字を見込んでいけば減損会計に当てはめなくてもよいとは読めない。

認識の違いを明らかにしておきたいので総務省にも確認いただきたい。

【松波委員長職務代理者】

監査法人の意見が正しいとは限らない。今回結論を出さなければならない場合は修正が必要になると思うが、県はどのように考えているのか。来年度に持ち越してもよいのか。

【事務局】

議会の日程的に厳しいところもあるが、総務省にも問い合わせる。今回は5、6年度の新棟建設という特別な要因もあり、病院には7年度の影響について早い段階で見極めていただく。

【松波委員長職務代理者】

知事に提出した意見書を後から訂正することは可能か。

【事務局】

(手続きとしては想定していない) ※後日回答

県立下呂温泉病院

【渡部委員】

下呂市の人口が25年後には約半数になることが推定される中で、医業収入は維持できるという計画は現実味が低いのではないか。

【高野事務局長】

人口は減少するという前提のもと、金山病院との医療連携により、下呂市の患者を集約することや、訪問診療や訪問リハの開始により、患者数を増やしていきたいと考えている。

【渡部委員】

5、6年前に減損が必要ではないかと投げかけたときも、収入は増加し費用は減少するという収支プランであった。コロナによる一時的な収入増で減損の話が途絶えたが、基本的には減損を認識すべき病院だと思っている。

減損をすると病院の運営資金等に問題があるのか。

【事務局】

ルールに従って行うべきだと考えている。

【渡部委員】

評価委員会が会計基準に沿っているかどうかを見るうえで、言及せざるを得ない。

今回提出があった計画と実績のバックテストを行い、然るべきときに減損を行っていただきたい。

【松波委員長職務代理者】

多治見病院と下呂温泉病院の件はすぐに結論がでないと思うが、多治見病院の件は総務省とも相談していただきたい。下呂温泉病院について、計画的には成り立つかもしれないが、医療の実態としては厳しい状況である。

このまま知事に意見書を提出していいのか。事務局の考えは。

【事務局】

議会の日程的な都合で申し訳ないが、スケジュール的に再度協議することは難しい。

減損については何年も前からご指摘いただいているところだが、下呂温泉病院については改善計画を作成し、様々な方策を取りながら対応している。

【高野事務局長】

今回は経営コンサルタントにも入ってもらい、病院の改善計画をたて、病床を削減した上で経営状況が改善できるという計画に基づいて減損をしなかった。今後毎年見直しを行い、必要となれば減損を行っていかねばならないと思っている。

【大平理事長】

監事の公認会計士には、減損は時期尚早ではないかとの意見を頂いている。

無理に減損を行い黒字会計にした場合に、いろいろな補助がもらえなくなることもあるため、慎重に判断していきたい。

【渡部委員】

今回提出があった改善計画の振り返りを行い、計画の実効性を来年度見せていただきたい。

多治見病院については、議会の期限までに減損を行うのは実務的に難しいが、総務省の見解を教えていただきたい。

【松波委員長職務代理者】

資料①－3（意見書（案））のとおり知事に提出することとしてよろしいか。

（各委員賛同）

【松波委員長職務代理者】

異議なしということで、原案のとおり知事に提出することに決定した。

[審議事項：議題2]

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター・岐阜県立多治見病院・岐阜県立下呂温泉病院の令和6年度業務実績及び経営強化プラン令和6年度実績に関する評価について

※事務局、各病院の理事長から、資料②についてポイントを説明。

【松波委員長職務代理者】

資料②-2（3法人の評価案）のとおり決定することとしてよろしいか。

（各委員賛同）

【松波委員長職務代理者】

異議なしということで、原案のとおり決定した。

資料②-3（3法人の評価意見書案）のとおり決定することとしてよろしいか。

（各委員賛同）

【松波委員長職務代理者】

異議なしということで、原案のとおり知事に提出することに決定した。

県総合医療センター

【松波委員長職務代理者】

救急車の受入台数について、県総合医療センターは3次救急に相当する患者を受け入れる役割があり、単に受入台数をもって評価するのはいかがか。

【桑原理事長兼院長者】

当院の救急担当と消防との間で、当院は主に3次救急の受入れが本務であることを共有しており、救急隊からの要請は原則受け入れていることから、受入台数による評価は妥当と考えている。また、病床利用率の目標も、総務省が発出した「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」の中で、収入確保に係る推奨指標の一つとなっていることから、経営強化には必要な目標と考えている。

【松波委員長職務代理者】

病床利用率を向上させることは大事だが、そもそも病院の規模や病床数は適正なのかが疑問。

人口減少が進む中で医療提供体制にひずみが生じていることを認識した上で、適切な病院運営を行っていただきたい。

【松波委員長職務代理者】

資料②-4（3法人の評価意見案）のとおり決定することとしてよろしいか。

（各委員賛同）

【松波委員長職務代理者】

意義なしということで、原案のとおり決定した。

[審議事項：議題3]

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター・岐阜県立多治見病院・岐阜県立下呂温泉病院の第3期中期目標期間業務実績に関する評価について

※事務局、各病院の理事長から、資料③についてポイントを説明。

県立多治見病院

【松波委員長職務代理者】

重症度の低い患者だけでなく、他病院でも見られる疾患は周りの病院に回すことでより明確な役割分担ができるのではないかと。

【近藤理事長兼院長】

隣の多治見市民病院とも役割分担がしっかりできている。多治見シャトルを利用し、患者が行ったり来たりできるようにしている。

【松波委員長職務代理者】

資料③-2（3法人の評価案）のとおり決定することとしてよろしいかと。

（各委員賛同）

【松波委員長職務代理者】

異議なしということで、原案のとおり決定した。

資料③-3（3法人の評価意見書案）のとおり決定することとしてよろしいかと。

（各委員賛同）

【松波委員長職務代理者】

異議なしということで、原案のとおり知事に提出することに決定した。

以 上（終了時刻 16：00）